

一般社団法人日本肝臓学会支部会会則

平成 25 年 6 月 5 日 理事会承認

平成 27 年 3 月 27 日改正

(総則)

第 1 条 この会則は、一般社団法人日本肝臓学会（以下「本学会」という。）定款施行細則第 1 条に規定する東部会及び西部会(以下「支部」という。)の機構及び運用等について定める。

第 2 条 支部は、本学会の目的に沿い、さらに各支部の発展を図ることを目的とする。

2 前条の目的を遂行するために、支部評議員を選任し、学術集会を開催する。

第 3 条 支部の区分は、東部会にあつては新潟県・長野県・静岡県以東とし、西部会にあつては富山県・岐阜県・愛知県以西とする。

(会員)

第 4 条 支部会員は、前条に規定する地域の本学会会員で構成する。

(役員)

第 5 条 各支部会に次の役員等を置く。

支部長

世話人

部会長

評議員及び支部評議員

支部幹事

第 6 条 支部長は、本学会理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

2 支部長は、支部の会務を統括する。

3 支部長の定年は、本学会定款第 24 条、定款施行細則第 15 条に準ずるものとし、支部評議員の定年は満 65 歳とする。

第 7 条 世話人は、各支部所属の本学会理事、監事、幹事とする。

第 8 条 部会長は、支部評議員会において決定し、支部長が委嘱する。

2 部会長は、学術集会を主宰する。

3 部会長の任期は、支部長から委嘱されてから学術集会を開催する年の年度末までとする。

第 9 条 支部評議員は、世話人会において選考し支部評議員会の承認を経て、支部長が委嘱する。支部評議員は、支部評議員会を組織する。

2 支部評議員を希望するものは、所定の申込書を支部評議員会開催 2 ヶ月前までに所属する支部長に提出する。

3 本学会評議員規程第 1 条に規定する評議員(以下「学会評議員」という)は、所属支部会の支部評議員となる。

4 学会評議員が、任期満了により退任した場合は、世話人会の議を経て支部長が所属部会の支部評議員を委嘱する。

5 支部評議員が所属部会を異動した場合、異動日以降に異動先の支部会評議員となる。ただし、異動日以降最初に開催される当該支部会の世話人会及び支部評議員会に報告するものと

する。

6 支部長は、支部評議員会を連続して4回欠席した場合には、支部評議員の委嘱を解くことができる。

7 支部評議員の選考に関する基準については、東・西支部長が協議して定める。

第10条 支部幹事は、支部長が指名し、当該支部の事務を処理する。

(世話人会)

第11条 世話人会は、支部長、世話人、当該年度並びに次年度の部会長、支部長より委嘱された評議員及び支部評議員若干名で構成する。

2 世話人会は、支部長が招集し、支部評議員会の議題及び支部の運営に関し協議する。

3 世話人会は、支部長が議長を務める。

4 世話人は、庶務、会計、その他世話人会が必要と認めた事業のいずれかを担当する。

(支部評議員会)

第12条 支部評議員会は、支部長が招集し、次のうち必要な議題について審議する。

(1) 部会長の選任

(2) 支部評議員の選任

(3) その他、支部評議員会で必要と認めた事項

2 支部評議員会は、部会長が議長を務める。ただし、学術集会の開催期間外の場合は、支部長が務める。

3 本学会の役員、名誉会員は、支部評議員会に出席することができる。ただし、議決に加わることができない。

(学術集会)

第13条 学術集会は、隔年に1回開催する。

2 本学会定款第5条に定める会員は、各支部会の学術集会に出席することができる。

3 学術集会の演題については、本学会演題選定委員会の助言に基づいて計画する。

4 シンポジウム・パネルディスカッション・主題の演者等について、部会長が必要と認めた場合には、他の支部の会員に依頼することができる。

(研究会)

第14条 各支部に研究会を置くことができる。

2 研究会の名称、組織及び運営については、別に定める。

(会計)

第15条 支部の経費は、本学会の補助金をもつて充て、収支決算は、本学会の会計に含めて処理する。

2 支部会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附 則

1 本会則を変更するには一般社団法人日本肝臓学会理事会の承認を要する。

2 この会則は、平成27年4月1日より施行する。